

別紙③／アライアンス 紹介サービス利用規約

アライアンス紹介サービス利用規約第9条（紹介料）第1項記載の、当社が定める料率その他基準は以下となります。

【サポーター紹介サービス：家財整理】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：不用品回収】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：害虫・害獣駆除】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：解体】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：庭】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：リペア】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：給湯器】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：リフォーム】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：ハウスクリーニング】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

【サポーター紹介サービス：エアコンクリーニング】

パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の20％に相当する紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）をお支払いただきます。

以上

制定2023年11月1日